

条件付一般競争入札公告

下記のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び平取町財務規則（昭和51年規則第14号）第114条の規定に基づき公告する。

令和4年4月28日

平取町長 遠藤 桂一

記

1. 入札物件

平取町イオルの森の広葉樹丸太

番号	物品名	伐採時期	材積	最低売却価格
1	製材用木材品質上	2022年3月 長さ2.4m 2021年3月 長さ4m	7 m ³ 〔主にナラ類〕 5 m ³ 〔主にナラ類〕	設定なし
2	製材用木材品質中	2022年3月 長さ2.4m 2021年3月 長さ4m	8 m ³ 〔主にナラ類〕 2 m ³ 〔主にナラ類〕	設定なし
3	製材用木材品質下	2022年3月 長さ2.1m 2021年3月 長さ4m	3 m ³ 〔主にナラ類〕 3 m ³ 〔主にナラ類〕	設定なし
4	薪・パルプ用木材①	2022年3月 長さ2.4m	8 m ³ 〔主にナラ類〕	設定なし
5	薪・パルプ用木材②	2021年3月 長さ2.4m	8 m ³ 〔主にナラ類〕	設定なし

2. 入札の方法

- (1) 「条件付一般競争入札」により、最高の価格をもって入札した者と売買契約を締結する。
- (2) 落札者となるべき入札者が2者以上いる場合は、くじで落札者を決定する。
- (3) 入札参加を希望される者は、以下の事項をご承知のうえ、申し込むこと。

3. 売却の条件

次に掲げる条件をすべて承諾すること。

- (1) 平取町が指定した期日（契約締結後7日以内）までに物品代金を一括して支払うこと。
- (2) 物品の引渡し等、売買に係る一切の費用は、落札者の負担とします。
- (3) 売却物件の落札者への引き渡しは現状渡しとし、引き渡し後のいかなる申し立ても受け付けない。
- (4) 契約締結後、引き渡し日時を協議し、指定した日時に物品を引き取りに来ること。

4. 入札参加資格

次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等）
- (2) 未成年者及び被補助人にあつては、契約締結のための同意を得ていること。
- (3) 町税や町納付金の滞納がないこと。
法人の場合は、法人及びその代表者（委任関係があるときはその受任者）に町税や町納付金の滞納がないこと。
- (4) 当該公告の日から当該入札の日までの間のいずれの日においても、平取町から指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申立がなされていないこと（更生手続開始後又は再生計画の認可決定後の者を除く）

5. 入札参加資格の審査等

- (1) 入札参加申込書等

当該入札に参加しようとする者は入札参加申込書【様式1】及び次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出しなければならない。

- ア 身分証明書（個人で申請を行う場合：運転免許証の写しなど）
- イ 平成27年度分の平取町税に関する納税証明書（写し可）（法人の場合は、法人及びその代表者（委任関係があるときはその受任者）の町税に関する納税証明書）（申込書提出以前3ヶ月以内のもの）
- ウ 登記事項証明書の謄本（写し可）（法人で申請を行う場合）エ 委任状（委任関係があるもの）
- オ 同意書（入札参加資格（3）に該当する場合）

(2) 申込書等の配付場所及び配付期間

ア 場所 平取町役場アイヌ施策推進課イオル整備推進係（沙流郡平取町本町28番地）

イ 期間 令和4年5月2日（月）から令和4年5月13日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 申込書等の提出方法

申込書等はアイヌ施策推進課イオル整備推進係に持参、または郵送とする。

(4) 申込書等の提出場所及び提出期間

ア 場所 平取町役場アイヌ施策推進課イオル整備推進係（沙流郡平取町本町28番地）

イ 期間 令和4年5月2日（月）から令和4年5月13日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出部数 1部

エ その他 期間内に提出しない者は、入札に参加できない。

(5) 売却物品の公開

ア 場所 イオルの森（沙流郡平取町二風谷）

イ 日時 要協議（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前8時30分から午後4時00分まで

物品の確認については、事前に平取町役場アイヌ施策推進課イオル整備推進係まで連絡すること。

(6) その他

この入札について、入札妨害等の行為が確認された場合、当該行為に係る者の入札参加資格の取り消し又は入札を中止することがある。

6. 入札場所及び日時

ア 場所 平取町役場2階 会議室（沙流郡平取町本町28番地）

イ 日時 令和4年5月16日（月）午後2時から（時間厳守）入札時刻に遅れた場合は、失格とする。

7. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。

8. 売却代金の支払条件

契約締結後7日以内に、平取町の納税通知書により、平取町の指定金融機関で、売却代金を一括して支払うこと。

9. 落札者の決定方法

最高の価格で入札した方を落札者とする。また、最高の価格で入札した方が2人以上あるときは、くじで落札者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、入札後に必要な調査を実施し、その結果、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認められるときは、入札した他の者のうち最高の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

なお、入札者は、この調査を実施する場合、それに協力しなければならない。

10. 入札の注意事項

- (1) 入札書は、所定の様式を使用し、記名押印すること。
- (2) 入札書記載金額には、消費税及び地方消費税を含めて記載すること。
- (3) 入札回数は、1回とする。
- (4) 入札書の金額を訂正したものは無効とする。
- (5) 入札は、指定された時間に入札書を持参し行うものとし、郵送及び電子メール等による入札は認めない。
- (6) 上記の項目を満たさない入札は、無効とする。

11. その他

- (1) 入札参加者が1者の場合、入札は中止する。
- (2) 申込書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された申込書等は、返還しない。

- (4) 申込書等に虚偽の記載をした場合や記載事項等に不備がある場合は、入札の無効とします。
- (5) 落札者は、落札後7日以内に契約を締結すること。
- (6) 契約者が契約条項に違反した場合は、契約を解除し違約金として、契約金額の10パーセントに相当する金額を平取町に納入すること。

12. 問い合わせ先

〒055-0192

沙流郡平取町本町28番地平取町役場

アイヌ施策推進課イオル整備推進係

電話 01457-2-2341 (直通) FAX 01457-2-2277